

「知的財産総合支援センター埼玉」をご活用ください!

知的財産総合支援センター埼玉(以下「知財センター」と言います。)では、中小企業等の知的財産の創造・保護・活用を促進するため、専門のアドバイザーを配置し、知的財産に関する様々な相談にワンストップで対応しています。この知財センターは、昨年5月9日に県が大宮ソニックシティビル10階に設置し、(財)埼玉県中小企業振興公社が運営しています。

開所から本年8月末までの約16ヶ月間に3,091件の相談が寄せられました。

相談者へのアンケート調査によると、91%の方が「知財センターに相談して役に立った」と回答し、たいへん好評をいただいています。

また、知財センターでは、来所者への相談対応に限らず、県内各地で出張相談会や知的財産に関するセミナー等を定期的に開催し、知的財産の普及・啓発活動にも積極的に取り組んでいます。



具体的相談事例

【共同特許出願契約の締結に向けた支援】

県内企業A社は、大手企業と金属部品に関する共同開発を行い、その成果を共同で特許出願することになったため、その契約内容について相談を受けた。アドバイザーが契約案文を確認したところ、A社自らが特許をもとに製造・販売する規定がなく、A社の権利が制約されるおそれがあった。そのため、規定を追加すべきことなどをアドバイスし、大手企業と対等な内容で契約することができた。

【権利侵害への対応】

県内企業B社は、ある教材製品を外国メーカーに委託製造させてきたが、その外国メーカーが許可なく類似の製品を製造し、日本に輸出・販売している事実が判明したため、対応について相談を受けた。弁理士による専門相談を実施し、「違法であり、訴えることも可能であるが、相手の製造・販売を許諾し、ライセンス料を受け取る解決策もある。」とアドバイスしたところ、外国メーカーがB社にライセンス料を支払うことで早期に決着することができた。

知財センターでは、初歩的な質問から上記のような相談まで、知的財産に関するどんな相談にも、とことん対応しています。疑問がありましたら、まずはお電話ください。

- ◆ 知財テレフォン TEL 048-647-4245 (月～金曜日 9:00～17:00)
- ◆ ホームページ URL: <http://www.saitama-j.or.jp/~chizai/>

問合せ 知的財産総合支援センター埼玉

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル10階



さいたま市民まつり「咲いたまつり2006」10月7日(土)～10月8日(日)

さいたまスーパーアリーナ・さいたま新都心駅周辺 さいたま市民まつり実行委員会事務局(さいたま市環境経済局経済部経済政策課観光政策室内) ☎048-829-1365 <http://www.saitamatsuri.com/>